

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

大田市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大田市企業立地奨励条例の一部を改正する条例

大田市火入れに関する条例の一部を改正する条例

大田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

大田市附属機関設置条例の一部を改正する条例

をここに公布する。

令和4年6月24日

大田市長 **楫野弘和**

大田市条例第18号

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例（平成17年大田市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第12条第3項」を「第12条第4項」に、「第45条第2項」を「第45条第3項」に、「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

第4条中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に、「2年を」を「3年を」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の規定は、令和4年4月1日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

大田市条例第19号

大田市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

大田市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（平成17
年大田市条例第125号）の一部を次のように改正する。

別表温泉津一般廃棄物処分場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市条例第20号

大田市企業立地奨励条例の一部を改正する条例

大田市企業立地奨励条例（平成17年大田市条例第179号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キをクとし、カをキとし、オをカとし、エの次に次のように加える。

オ インターネット広告業

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市条例第21号

大田市火入れに関する条例の一部を改正する条例

大田市火入れに関する条例（平成17年大田市条例第175号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「㊤」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市条例第22号

大田市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

大田市特定公共賃貸住宅条例（平成17年大田市条例第212号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第1条第3号」を「第1条第4号」に改める。

第6条第1号を次のように改める。

- (1) 法第3条第4号イに規定する親族又は児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）（入居者と現に同居し、又は同居しようとするものに限る。）があること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市条例第23号

大田市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大田市附属機関設置条例（令和4年大田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

おおだ教育魅力 化推進会議	教育の魅力化の推進に関する こと。	15人 以内
石見銀山遺跡整 備検討委員会	史跡石見銀山遺跡の整備事業に 関すること。	15人 以内

」を「

おおだ教育魅力 化推進会議	教育の魅力化の推進に関する こと。	15人 以内
大田市学力育成 協議会	学力育成の推進に関する こと。	15人 以内
石見銀山遺跡整 備検討委員会	史跡石見銀山遺跡の整備事業に 関すること。	15人 以内

」に改める。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。